

【はじめに】 動画の構成

- ① 横浜市における市民後見人養成・活動支援
- ② 成年後見入門講座
(第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)
- ③ 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編

市民後見人を目指す方⇒①～③すべて
成年後見入門講座のみ申込の方⇒①・②
(③は任意)

をそれぞれ視聴のうえ、
受講申込みとなります

【はじめに】 補足資料（一覧）

- 【資料1】 横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>
- 【資料2】 横浜市の市民後見人として活動するには
- 【資料3】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 実施要領
- 【資料4】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 カリキュラム
- 【資料5】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 実施要領
- 【資料6】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 カリキュラム
- 【資料7】 第8期 横浜市市民後見人養成課程に関するQ&A
- 【資料8】 ようこそ！将来の市民後見人の皆さまへ
動画のスライド資料

横浜生活あんしんセンターのあゆみ

1996(平成08)年 01月	横浜市高齢者・障害者の権利擁護に関する検討委員会 設置 後見的支援機関「横浜生活あんしんセンター」創設の提言	各事業の主な実績 [令和7年12月末現在]
1998(平成10)年 10月	「横浜生活あんしんセンター」設置開所 全国に先駆けて 権利擁護事業 (現・日常生活自立支援事業)の取組開始	
2000(平成12)年 04月	新しい成年後見制度施行に合わせ 法人後見事業 を開始(法定後見・任意後見)	受任・契約件数(累計)174件 後見117,保佐32,補助6/任意19 現任41件 高齢12,知的16,精神他13
2003(平成15)年 10月	18区社会福祉協議会で 権利擁護事業 を開始 (権利擁護の地域展開・指定都市社協が実施主体)	利用者数 1,163人 高齢(認知症・その他)527 知的141,精神352,身体他143
2012(平成24)年 04月	市民後見人養成・活動支援事業 を開始 先行3区(西・緑・青葉区)モデル実施	養成・修了者数 209人 市民後見バンク登録者 93人 受任件数(累計) 137件 受任中件数 50件
2015(平成27)年 07月	市民後見人活動支援 の全市展開	
2020(令和02)年 04月	横浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づく 中核機関 「よこはま成年後見推進センター」の受託・事業開始	年度相談(新規・継続) 1,989件 候補者調整件数(累計) 118件
2025(令和07)年 11月	身寄りのない高齢者等の困りごと相談窓口 「あんしん終活相談センター」の受託・事業開始	年度相談(新規・継続) 202件 終活専門相談 4件/8枠

横浜市における「市民後見人」とは

家庭裁判所（以下、「家裁」）からの審判を受け、
福祉サービスの契約など身の回りのことや、財産管理を
代わりに行い、*本人の生活を法的に支える個人・法人

*「本人」

…認知症や障害などの理由で、成年後見制度を利用する方のことです

横浜市における「市民後見人」とは

- 養成課程などを修了した一般市民による成年後見人等
- 親族ではない、第三者の成年後見人等として選任される

成年後見人等の主な種別

親族後見人

第三者後見人

弁護士 司法書士

社会福祉士 行政書士

法人後見 ...

市民後見人

横浜市における市民後見人に関する検討委員会

【報告書】

【概要版】 ←こちらを使用して説明します

横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>

～地域における権利擁護の推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～

平成24年2月14日
横浜市民後見人センター
横浜市民後見人センター
横浜市民後見人センター

横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書

～地域における権利擁護の推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～

横浜市における市民後見人に関する検討委員会
平成24年2月

検討の趣旨

- ＜背景＞
 - 少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大、身近で高度の高い支援が喫緊の課題。
 - 本人福祉の向上により、市民後見人の育成が社会的責務の高度化。
- ＜検討の経緯＞
 - 横浜市では、これまででもっとも早く暮らせる都市にはまる目標として、地域福祉推進に取り組みしてきた。
 - 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の協議や意見、活動上の協力を進め、市民後見人育成の推進に努めてきた。

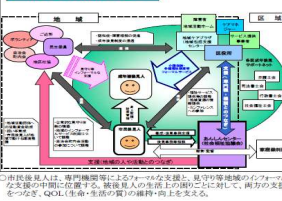
基本的考え方

- 地域に存在する身近な存在として、自動的に認められた権限によって、被後見人を見守り、支える役割を担う。
- 市民後見人の生活環境を確保するにあたっては、地域と連携して取り組む。地域福祉推進の一環とする。
- 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の協議や意見、活動上の協力を進め、市民後見人育成の推進に努めてきた。

市民後見人の活動形態・受任する事業・報酬

- 市民が個人として後見人を受任することを原則とする。
- 市民後見人の活動が「競争的でない」事業である。競争や市営・施設利用は認めず、専任も市民に限定しない。報酬の受取も専任は可能である。
- 家庭裁判所への申請は必要ない。

市民後見人の活動イメージ

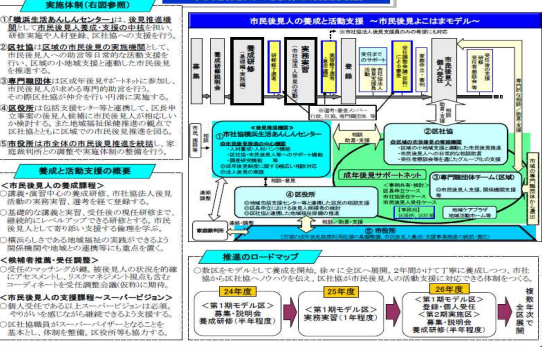


報告の骨子～理念

- ① 地域で暮らし続けることによる地域福祉の推進
- ② 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成
- ③ 市民、社団、専門職、行政等による専門的な権利擁護体制の構築

「市民後見よこはまモデル」を提案 ～横浜らしく、地域福祉推進と一体となって区域での養成と活動支援を後押し～

市民後見人の養成と活動支援



養成体制(仮設案)

- ① 横浜市民後見人センターが、後見人養成講座として「市民後見人養成支援の仕組み」を担い、市民後見人育成の推進に努める。
- ② 区役所・区民センターが、市民後見人育成の推進に努める。区民センターが、市民後見人育成の推進に努める。
- ③ 専門職連携：区成年後見サポートセンターに参加し、市民後見人育成の専門的ノウハウを共有する。
- ④ 区役所：包括支援センターと連携して、区民センターの市民後見人育成の推進に努める。
- ⑤ 市民後見人育成の推進に努める。市民後見人育成の推進に努める。

養成と活動支援の概要

- ＜市民後見人の養成課程＞
 - 養成講座の開催、市社協法人後見人の養成講座、選考を経て受任する。
 - 継続的な養成講座、受任後の研修等を通じて、継続的にレベルアップできる仕組みとする。市民後見人として活動する環境を整える。
 - 横浜らしき地域福祉の実践ができるよう、市民後見人育成の推進に努める。
- ＜後継者育成・受任支援＞
 - 受任のマッチングが難し、後見人の状況多岐にわたるため、受任調整会議(仮称)に期待。
- ＜市民後見人の支援体制～スーパービジョン＞
 - 市民後見人の活動が、市民後見人の状況多岐にわたるため、受任調整会議(仮称)に期待。
 - 市民後見人の活動が、市民後見人の状況多岐にわたるため、受任調整会議(仮称)に期待。

推進のロードマップ



「市民後見よこはまモデル」

報告の骨子 ～ 理念

- 地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進
- 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成
- 市民、社協、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築

「市民後見よこはまモデル」

基本的考え方 （1）定義

- 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、本人を見守り、支える役割を担う
- 本人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う
- 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了と「横浜市市民後見人バンク」への登録を必須とする

「市民後見よこはまモデル」

基本的考え方 (2) 活動形態

個人として後見人を受任することが原則

* 市民の視点や地域性、活動の柔軟性等をいかすため

「市民後見よこはまモデル」

基本的考え方 (3) 報酬

- 後見人の報酬は、家庭裁判所の審判によって決まる
- 市民後見人も報酬付与の申立て可能

「市民後見よこはまモデル」

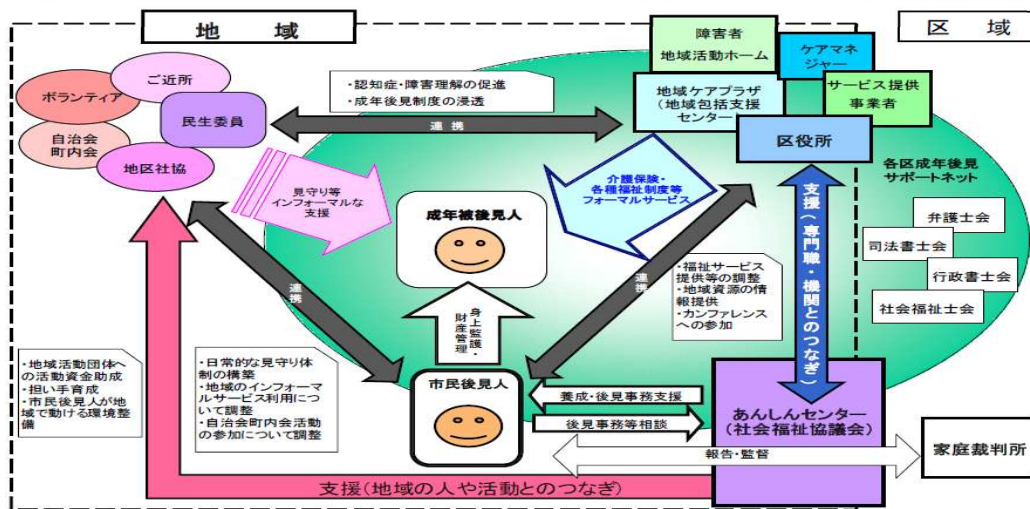
基本的考え方 (4) 受任する案件

次の基本6要件すべて該当する案件を相談支援機関等が事前チェック

- ①主に身上保護面で支援が必要である。
地域で安心して生活できるよう、きめ細かな見守りや迅速な対応、福祉サービスの契約等の支援が必要
- ②市民後見人を含む候補者調整会議付議にかかる同意を得ている。(同意書取得)
身近に支援する親族等がない等、相続関係等の紛争性やトラブルがない。
- ③多額の財産管理を必要としない。
資産額は監督人の就任がなく単独で選任される程度/財産管理の内容が、**生活費の管理**中心であること(後見制度支援信託の活用等、専門職からの移行受任を含む)
- ④専門的対応が必要な相続や債務整理等の法的手続が完了、または現時点で必要ない。
- ⑤相談支援機関(区役所・地域包括・基幹相談・区社協)の関わりがあり、支援者のチーム調整が進んでいる。
- ⑥その他、紛争性やトラブル等がない。

「市民後見よこはまモデル」

市民後見人の活動イメージ



横浜市市民後見人バンク 登録者への支援

- 面談
- 定期研修
- 担当職員による相談
(随時)
- 専門職等（弁護士、司法書士、
社会福祉士、行政書士）からの
助言、区役所、地域包括支援
センター、基幹相談支援センター
など関係機関との連携強化の
「場」の提供

ご視聴ありがとうございました

引き続き、

②成年後見入門講座について
(第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)

をご覧ください



令和8年度 成年後見入門講座
〔第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編〕説明動画

② 成年後見入門講座 について

(第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)



次の資料をご用意ください

- 【資料2】 横浜市の市民後見人として活動するには
- 【資料3】 成年後見入門講座 実施要領
(第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)
- 【資料4】 成年後見入門講座 カリキュラム
(第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)

成年後見入門講座の位置づけ

令和8年 4月～5月	成年後見入門講座 説明動画を視聴	
5月～8月	成年後見入門講座 ※1 (市民後見人養成課程 基礎編)	市民後見人養成課程
令和8年9月～ 令和9年3月	市民後見人養成課程 実務編 ※1	

- 成年後見入門講座
= 第8期横浜市市民後見人養成課程 基礎編
- 市民後見人を目指す方以外にも、関心のある横浜市内在住・在勤・在学の方であれば、1科目からでも受講可能

成年後見入門講座 1 目的

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを可能とする「ともに生きる」社会の実現が求められています。

成年後見制度や市民後見人を広く周知・啓発することで地域における権利擁護のすそ野を広げるとともに、地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人を養成するため、本課程を実施します。

成年後見入門講座 2 主催

- 実施主体 横浜市健康福祉局
(所管：地域福祉保健部福祉保健課)
- 運営 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
(所管：横浜生活あんしんセンター)

成年後見入門講座 3 内容

【横浜市の
独自科目】
意思決定支援の
基礎(倫理)
地域福祉概論
など

科目名(成年後見入門講座)	主な講師	時間
オリエンテーション	横浜生活あんしんセンター	0.5
市民後見人概論Ⅰ・Ⅱ(市民後見人の職務・役割,活動実践)	横浜生活あんしんセンター 市民後見人バンク登録者	1.5
成年後見制度等の基礎知識	弁護士	2.0
意思決定支援の基礎(権利擁護・倫理等)	社会福祉士	2.0
成年後見制度の利用促進	横浜市健康福祉局	1.0
民法の基礎知識	弁護士	2.0
介護保険制度等高齢者施策	横浜市健康福祉局 市内福祉従事者	2.5
当事者理解(認知症/知的障害/精神障害)	医師/精神保健福祉士/当事者団体	4.5
障害者施策	横浜市健康福祉局 学識経験者/市内福祉従事者	2.0
関連制度(生活保護/健康保険/高額医療・福祉サービス等負担助成/年金制度/消費者保護/市県民税申告等の基礎)	横浜市健康福祉局 横浜市消費生活総合センター 社会保険労務士/税理士	6.0
地域福祉概論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(区社協・民生委員・地域ケアプラザの理解/権利擁護事業/地域連携ネットワークの理解)	学識経験者/横浜市社協 地域包括支援センター従事者 横浜生活あんしんセンター	6.0
市民後見人養成課程・実務編に向けて	横浜生活あんしんセンター	0.5

成年後見入門講座

4 受講対象

- (1) 市民後見人としての活動を目指す方
- (2) 本講座の内容に関心のある方

成年後見入門講座

4 受講対象 (1)市民後見人を目指す方

以下の項目を全て満たしている方を対象とします

- ①横浜市内に在住していること * 在勤・在学者は対象外
- ②本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること
- ③すべてのカリキュラムを受講できる見込みがあること
- ④横浜市での市民後見人養成に理解があり、養成課程修了後に市民後見人として活動できること
- ⑤令和8年9月1日現在、25歳以上70歳未満であること
- ⑥第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと また、今後も受任しないこと
- ⑦民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

成年後見入門講座

4 受講対象 (2)本講座に関心のある方

以下の項目を全て満たしている方を対象とします

- ① 横浜市内に在住・在勤・在学していること
- ② 本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること

成年後見入門講座

5 受講方法

(1) 動画配信

※収録された講義を期間内に視聴いただきます

配信期間：5月1日(金)～8月7日(金) (順次配信)

定員：人数制限なし

(2) 会場視聴 ※(1)の受講が難しい方が対象

会場：横浜市健康福祉総合センター (中区桜木町1-1)

※収録された講義を会場にて視聴いただきます

定員：20名 (先着順)

成年後見入門講座
6 受講料

成年後見入門講座は無料

成年後見入門講座
7 修了

- (1) 全てのカリキュラムを受講していること
- (2) 修了テストの得点が8割以上であること

※修了者には「成年後見入門講座 受講修了証」を発行します

成年後見入門講座 8 修了後

- 市民後見人を目指す方
⇒ 実務編受講へ
- 関連する活動を希望される方
⇒ 地域福祉概論Ⅲで紹介、個別に情報提供

成年後見入門講座 9 申込方法・申込期間

【資料3】の受講申込フォーム
からお申込みください

令和8年4月1日（水）
10時から

令和8年5月25日（月）

申込時の登録メールアドレスあて
に受講のご案内を送信します

*メールが届かない場合は、下記までお問合せください

【横浜生活あんしんセンター】

TEL：045-201-2009

*受付時間：平日9時～17時

*平日17時以降および土・日・祝日は休館

ご視聴ありがとうございました

市民後見人を目指す方

⇒③ 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編
成年後見入門講座のみお申込みの方

⇒受講申込フォームからお申込みください



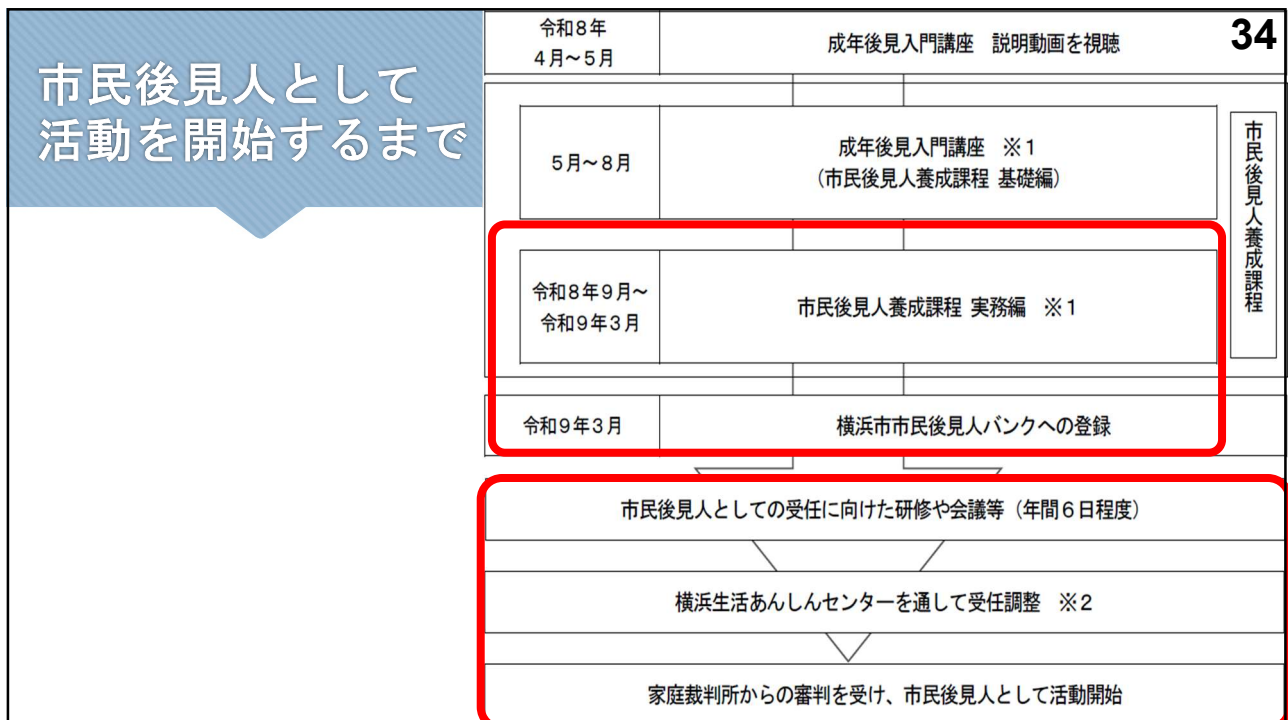
令和8年度 成年後見入門講座
〔第8期 横浜市市民後見人 養成課程 基礎編〕説明動画

③ 第8期 横浜市市民後見人養成課程
実務編 について



次の資料をご用意ください

- 【資料2】 横浜市の市民後見人として活動するには
- 【資料5】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 実施要領
- 【資料6】 第8期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 カリキュラム



横浜市市民後見人養成課程 実務編

1 目的

第8期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編（成年後見入門講座）修了者を対象に、地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人として、後見業務に必要な知識や技能の習得を目指すため、本課程を実施します。

横浜市市民後見人養成課程 実務編

2 内容

- 後見業務の理解
- コミュニケーション技術
- 地域活動や福祉施設等での体験実習
- 実際の後見業務への同行実習 など

* 実務編の受講日、市民後見人バンク登録後の活動は、平日日中が基本となります

横浜市市民後見人養成課程 実務編

3 受講対象

市民後見人としての活動を目指す方のうち、以下の項目を全て満たしている方を対象とします。

- ① 成年後見入門講座を修了していること
- ② 横浜市内に在住していること
* 在勤・在学者は対象外
- ③ 本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること
- ④ すべてのカリキュラムを受講できること(見込)
- ⑤ 横浜市の市民後見人養成に理解があり、養成課程修了後に市民後見人として活動できること
- ⑥ 令和8年9月1日現在、25歳以上70歳未満であること
- ⑦ 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと また、今後も受任しないこと
- ⑧ 民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

横浜市市民後見人養成課程 実務編

4 募集人員

30名

* 事前に受講選考あり（8月下旬頃まで）

横浜市市民後見人養成課程 実務編

5 受講選考・決定

一次選考：成年後見入門講座修了テスト（8割以上）

二次選考：面接

* 応募者数に関わらず選考を行います

横浜市市民後見人養成課程 実務編

6 受講料

15,000円

* 受講決定通知と併せて、受講料の支払方法をご案内いたします（払込後の返金不可）

横浜市市民後見人養成課程 実務編
7 申込期間

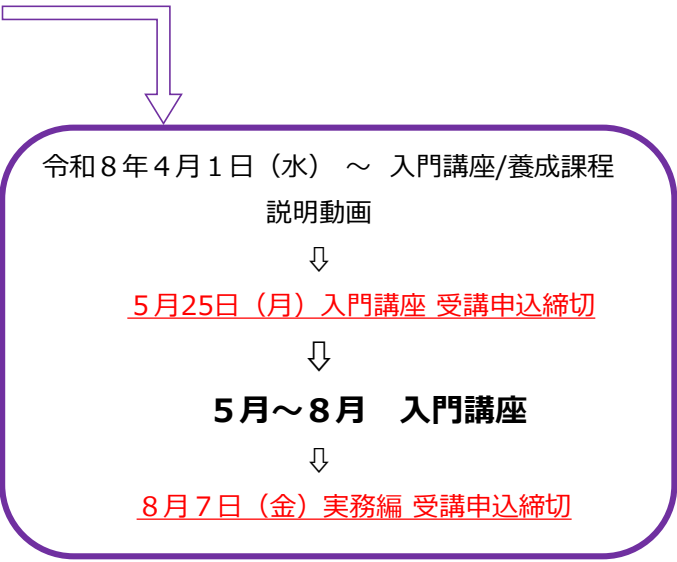
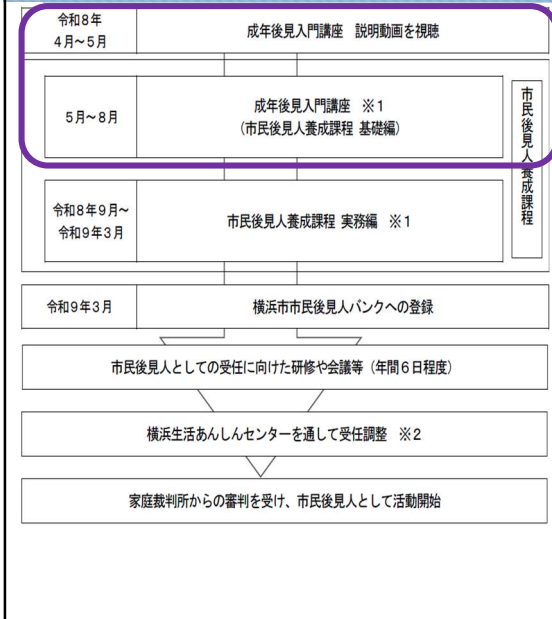
令和8年7月15日(水) 10時
～ 令和8年8月7日(金)

横浜市市民後見人養成課程 実務編
8 修了選考

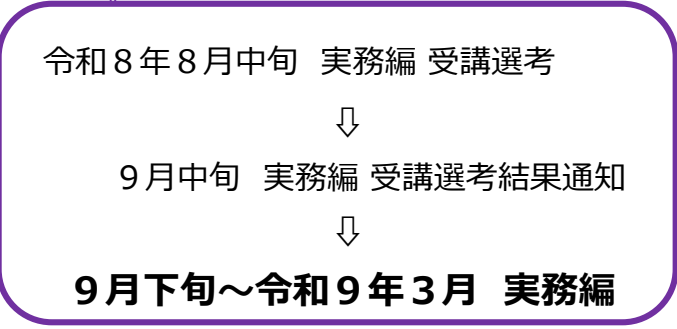
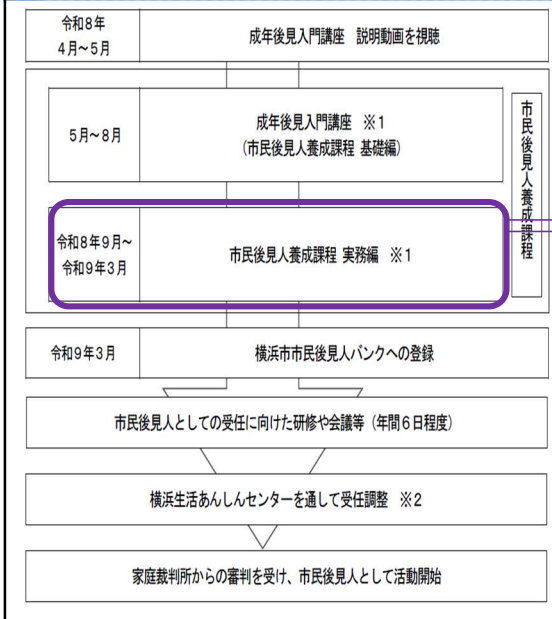
以下の項目をもとに修了の可否を判断します

- ・ 全科目履修【原則】
- ・ 受講状況
- ・ 効果測定（記録等）
- ・ 個人面接

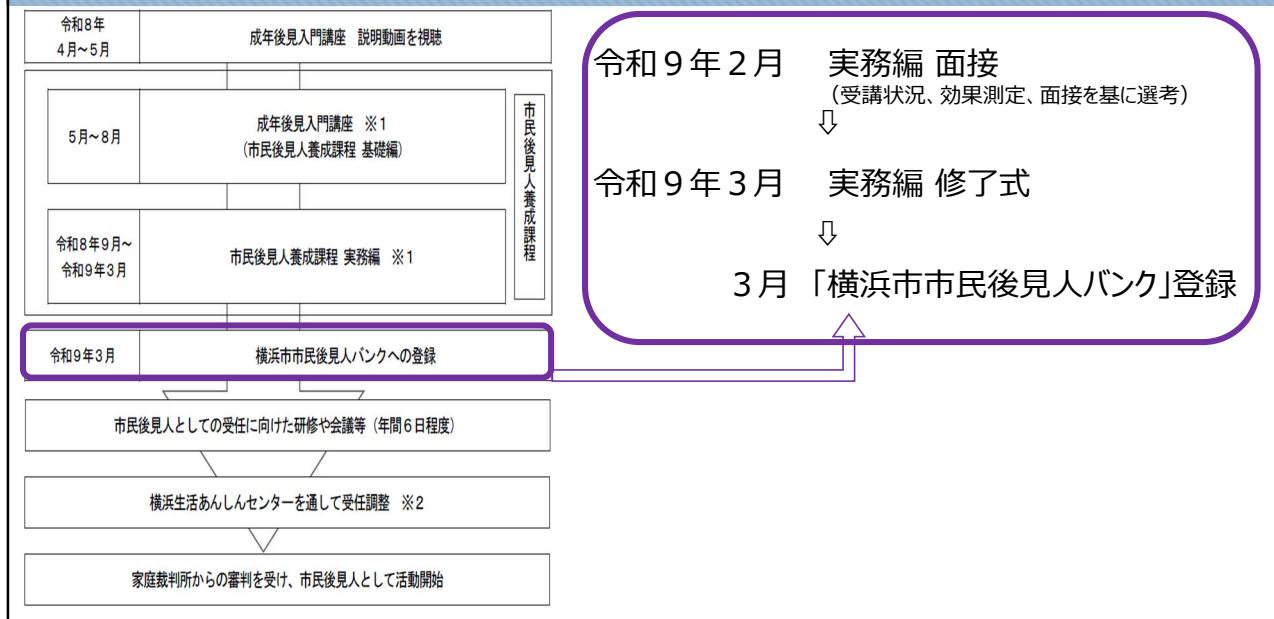
市民後見人養成課程の流れ



市民後見人養成課程の流れ



市民後見人養成課程の流れ



現登録者からのメッセージ

人生の伴奏者として少しでもより良い生活を送っていただく手助けをさせていただくことで、**自らが成長していく実感を得ることができる活動**です。

横浜生活あんしんセンターの**手厚いサポートがあります**ので、安心して申し込んでください。応援しています。

やりがいのある活動なので、仕事を持ちながらも**時間をうまく使えばできる**と思いますよ！

自分自身のものの見方もひろがり、世界が変わると思います。

今後**市民後見人活動を通して共に意識を高め**、分かち合いましょう！



【資料8】に皆様への多くのメッセージを掲載しています



成年後見入門講座 申込

【資料3】に記載してある
受講申込フォームからお申込みください

成年後見入門講座 申込期間

令和8年4月1日（水）10時

～令和8年5月25日（月）

ご視聴ありがとうございました

『地域でひとに寄り添いともに歩む実践～

あなたも市民後見人になりませんか～』

皆さまからのお申込みをお待ちしております！

